

越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画改定案 概要版

- ・ **越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画**（以下、「市行動計画」）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、**市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること**を目的に平成27年4月に作成しました。
- ・ このたび、国・県と連携を図るため、**新型コロナウイルス感染症対応**（以下、**新型コロナ対応**）の経験を踏まえた**新型インフルエンザ等対策政府行動計画**及び**埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画**の改定を基礎としつつ、**本市における新型コロナ対応での経験等を踏まえ、市行動計画を改定します。**

1. 市行動計画の構成

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と市行動計画(総論)

第1章 背景

第2章 行動計画の作成

第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針(総論)

第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等

第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目及び横断的視点

第3章 市行動計画の実効性を確保するための取組

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組(各論)

13の対策項目

- ①実施体制 ②情報収集・分析 ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資
- ⑬市民生活及び地域経済の安定の確保

3期の時期区分

準備期

初動期

対応期

2. 対象とする感染症(P2)

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

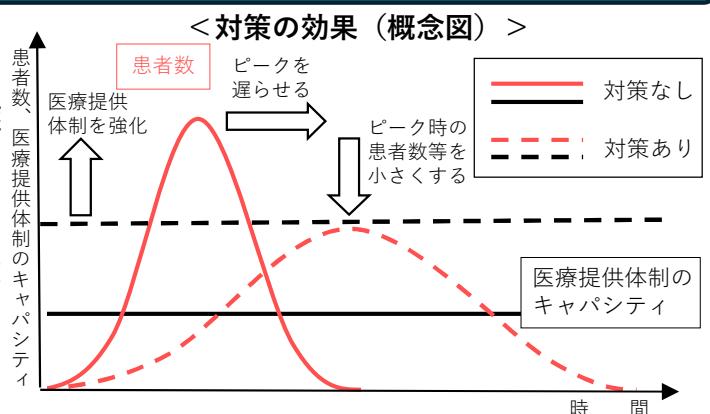
指定感染症

（病状の程度が重篤かつ
国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの）

新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

3. 市行動計画の目的(P4、5)

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ② 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする



4. 対策の基本的な考え方(P6、7)

① 対策の選択的実施

感染症の特徴や、対策そのものが市民生活及び地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定

② 戦略の柱

3つの時期区分（準備期、初動期、対応期）の具体的な対策を整理

5. 市行動計画の主な改定概要(P8)

① 想定される感染症

新型インフルエンザや新型コロナウイルス等だけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症等をも念頭に置く

② 時期区分の変更

国や県と合わせ、3つの時期区分（準備期、初動期、対応期）に分け、特に準備期の取組を充実する

③ 対策項目の充実

国や県と合わせ、これまでの7項目から13項目に拡充し、対策の充実を図る

④ 実効性の確保

実施状況の評価や定期的な改定を行うとともに、国・県等をはじめとした多様な主体の参画による実践的な訓練を実施する

6. 対策実施上の留意事項(P9、10)

① 平時の備えの整理や拡充

訓練により迅速な初動体制の確立を可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進、保健所の業務改革等を行う

② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

国・県等の要請により感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる

6. 対策実施上の留意事項（続き）(P9、10)

③ 基本人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の実施時には、制限が必要最小限となるようにする。感染者やその家族、医療関係者に対する偏見・差別等による感染症危機下の社会の分断が生じないよう取り組む

④ 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部及び県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進する

⑤ 感染症危機下の災害対応

国、県及び他市町村と連携し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有等を速やかに行う

⑥ 感染症拡大時のデジタル技術の活用

市民への情報共有はもとより、行政手続きや業務継続の効率化、国・県等との連携強化など、あらゆるケースにおいてデジタル技術を積極的に活用する

⑦ 記録の作成や保存

対策の実施に係る記録を作成・保存・公表する

7. 複数の対策項目に共通する横断的な視点(P16、17)

① 人材育成

訓練や研修等により、地域での人材の確保・育成に取り組む

② 国・県と地方公共団体との連携

平時から国・県との連携体制を構築し、感染症に関するデータ等の円滑な収集等を行う。また、地方公共団体間の広域的な連携体制も、平時から意見交換や訓練等に積極的に参加するなど、不斷に強化する

③ DXの推進

国・県と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関との間の情報収集・共有・分析基盤の整備に協力する

④ 研究開発への支援の協力

国との連携・協力体制を構築することが重要である

8. 13項目別の主な対応（イメージ）について（国、県が実施する内容も含む）（P14、15、19～85）

	初動期 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	対応期 ：（国内での）発生の初期段階 ・国内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期 ・ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 ・流行状況が収束し、特措法による基本的な感染症対策に移行する時期	準備期（発生前の段階）には国・県等との連携・DX推進・人材育成・実践的な訓練を実施
①実施体制		●国による新型インフルエンザ等発生の公表 ●政府対策本部の設置、基本的対処方針に基づく政策実施 ●県対策本部・専門家会議の設置 ●市対策本部の設置	
②情報収集・分析		●国外における感染症の発生情報の覚知 ●当該感染症に対する疑似症サーベイランスの開始 ●症例定義の作成	●（定点把握でも発生動向が把握できる場合）
③サーベイランス		●届出基準の設定、全数把握開始	●原因となる病原体の性状や臨床像の情報の蓄積 -----> 定点把握への移行
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション		●迅速な情報提供・共有 ●双方向コミュニケーションの実施 ●偏見・差別や偽・誤情報への対応	
⑤水際対策	●対策開始 （情報提供等）	●対策強化 （入国制限）	●国内発生状況等を踏まえた対策の変更 ●対策継続の要否の判断
⑥まん延防止			●まん延防止等重点措置、緊急事態措置等による感染拡大防止の取組
⑦ワクチン		●接種体制の構築（大規模接種会場、ワクチンバス等） ●新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンの使用検討 ●パンデミックワクチンの開発	●副反応情報等の収集・提供 -----> ●承認、接種開始 ●健康被害救済制度の周知
⑧医療		●感染症指定医療機関による対応 -----> ●治療に関する情報等の隨時公表・見直し	●流行初期医療確保措置対象の協定締結医療機関中心の対応 -----> ●協定締結医療機関中心の対応 ----->
⑨治療薬・治療法	●ゲノム情報入手・提供 ●病原体入手・提供 ●臨床研究開始	●治療薬の開発 -----> ●既存薬の適応拡大 ----->	●新薬の承認、使用開始
⑩検査		●PCR検査手法の確立 ●検査体制の全国的な立上げ	●抗原定性検査薬の開発 -----> ●承認、普及
⑪保健	●相談対応開始 ●積極的疫学調査の開始	●入院勧告・措置、移送、入院調整 -----> ●自宅・宿泊療養の調整、健康観察・生活支援 -----> ●対象範囲の適切な見直し	
⑫物資		●需給状況、備蓄・配置状況の確認	●需給状況、備蓄・配置状況の確認、安定供給の要請 不足する場合は、生産事業者等への生産・輸入促進の要請、個人防護具の配布
⑬市民生活及び地域経済の安定の確保		●事業継続に向けた準備の要請 ●生活関連物資等の安定供給に関する住民、事業者への要請	●新型インフルエンザ等の発生等により生じた影響の緩和のために必要な支援及び対策

9. 13項目別の市行動計画の内容について

①実施体制(P19~22)		③サーベイランス(P26~29)	
準備期	初動期～対応期	準備期	初動期～対応期
1. 体制整備・強化 <ul style="list-style-type: none"> 市行動計画を作成・変更。DXの推進による効率化を図る。 国等・県の研修等を積極的に活用し、保健所等の人材の確保、育成 2. 関係団体との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> 国、県、市及び指定地方公共機関等と連携体制を構築し、連携協議会等や医師会等関係機関と対策について協議 3. 実践的な訓練の実施 <ul style="list-style-type: none"> 政府及び県の行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施 	1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合 <ul style="list-style-type: none"> 政府・県の対策本部と連携し、対策にかかる措置の準備を進める 必要に応じて、新型インフルエンザ等対策に携わる人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を推進 2. 基本となる実施体制の在り方 <ul style="list-style-type: none"> 市新型インフルエンザ等対策本部の設置など実施体制をとる 3. 緊急事態宣言の手続 <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置し、必要な措置に関する調整を実施 	1. 実施体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 有事の役割分担を確認し、速やかに体制を拡大できるよう整備 2. 平時に行う感染症サーベイランス <ul style="list-style-type: none"> 各種の急性呼吸器感染症について発生動向等複数の情報源から流行状況を把握 県、JIHS等と連携し、インフルエンザウイルスの特徴や病原体を把握するとともに、家きん等のインフルエンザウイルス等の保有状況を共有 3. 人材育成 <ul style="list-style-type: none"> 国・県等が行う研修等を活用し、人材育成を充実 4. 収集した情報や分析結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> サーベイランスの分析結果や収集した正確な情報を、市民等に分かりやすく提供・共有 	1. 有事の感染症サーベイランスの実施 <ul style="list-style-type: none"> 準備期から実施しているサーベイランスのほか、疑似症サーベイランスを実施。必要に応じ、独自に判断して感染症サーベイランスを実施 2. 収集した情報や分析結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> 国等・県と連携し、病原体の性状や臨床像等の分析結果を共有するとともに、収集した正確な情報を市民等に分かりやすく提供・共有
②情報収集・分析(P23~25)		④情報提供・共有、リスクコミュニケーション(P30~32)	
準備期	初動期～対応期	準備期	初動期～対応期
1. 実施体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> 積極的疫学調査や臨床研究に関する情報を収集する体制を整備 2. 人員の確保 <ul style="list-style-type: none"> 情報収集・分析のため、感染症専門人材の育成や確保、活用のため、必要な人員の規模や体制を整備 	1. 情報収集・分析に基づくリスク評価 <ul style="list-style-type: none"> 初動期は、国等・県が行うリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制及び保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行するか判断 対応期は、国等・県が行うリスク評価等を踏まえ、感染症危機の経過や状況の変化に応じたリスク評価を実施 2. 情報の公表 <ul style="list-style-type: none"> 国が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報を、市民等へ分かりやすく提供・共有 	1. 感染対策等の情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> 国・県と連携し、感染症に関する基本的な情報等を、理解を深めるため分かりやすい情報提供・共有を実施 2. 双方向コミュニケーションの体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 県からの要請を受け、コールセンター等の設置を準備 市民からの疑問等に対応するため、FAQを作成し継続的に更新 	1. 感染状況・対策等の情報提供・共有 <ul style="list-style-type: none"> 市民等に分かりやすい情報提供・共有を実施 発熱外来等の医療提供体制に関する情報を迅速に情報提供・共有を実施 2. 双方向コミュニケーションの実施 <ul style="list-style-type: none"> 県からの要請を受け、コールセンター等を設置

9. 13項目別の市行動計画の内容について（続き）

⑤水際対策(P33～35)			⑦ワクチン(P39～49)		
準備期	初動期～対応期		準備期	初動期～対応期	
1. 水際対策実施体制の整備 ・検疫所が隔離または停留等を実施するにあたり、協力する体制を構築	1. 国との連携強化 ・検疫措置の強化に伴い、新型インフルエンザ等のPCR検査体制を整備 ・検疫法に基づく、居宅等待機者などへの健康監視を実施 2. 市民等への注意喚起 ・国が収集した発生国等の状況や水際対策についての情報を迅速に把握し、市民等に共有及び注意喚起を実施 ・不要不急の渡航中止等の注意喚起への協力や方針等の市民等への情報提供		1. 供給体制の構築 ・ワクチン供給・配送する場合の配送方法を事前に調整する ・供給量が限定された状況に備え、供給量に応じた医療機関ごとの分配量事前に協議 2. 接種体制の構築 ・接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を行う 3. 情報提供及び連携の強化 ・定期予防接種について、市民に対して分かりやすい情報提供を実施 ・保健衛生部局以外の関係部局との連携を強化		1. 接種体制の構築、接種の実施 ・接種体制を構築する登録事業者に対して、必要な支援を行う ・国からの要請を受け、準備期に整理した実施体制を構築し、住民接種を実施。事前協議を参考に分配しつつ、地域間の融通等を行う 2. 情報提供・共有 ・市が実施する予防接種に係る情報に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報を周知・共有 ・パンデミック時においても、定期予防接種の必要性の周知に取り組む
⑥まん延防止(P36～38)			⑧医療(P50～53)		
準備期	初動期	対応期	準備期	初動期～対応期	
1. 市民等の理解促進 ・新型インフルエンザ対策の内容や意義の周知広報を実施し、市民理解を促進 ・感染症有事において、自らの感染が疑われる場合の対応や、県から要請され得る不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の感染対策について、市民理解を促進	1. 対策・対応の準備 ・国・県と連携し、患者発生時の患者や濃厚接觸者の対応について確認 ・JIHSから提供される、まん延防止対策に有効な情報を収集 ・医療提供体制の整備に向けた事前調整を行い、必要に応じて医療機関等への支援の要請を検討	1. 患者や濃厚接觸者への対応 ・感染症法に基づき、患者には入院勧告や積極的疫学調査、濃厚接觸者には健康観察や外出自粛要請等を実施 2. 事業者等に対する要請の周知 ・県が実施するまん延防止重点措置に応じた要請について、必要に応じて事業者等に周知	1. 医療提供体制の確保 ・県と連携し、有事の役割分担を整理 ・新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、有症状者や接觸者等からの相談を受けて受診等の調整を行う、相談センターを早期に整備 2. 研修・訓練を通じた人材の育成 ・国、県及び関係機関との研修・訓練により人材を育成	1. 感染症有事体制への移行（初動期） ・国からの要請を受け、検査措置協定機関等の検査体制を整備 ・国からの要請を受けて相談センターを整備し、市民等への周知及び必要に応じて相談者を医療につなげる等の対応を実施 2. 医療提供体制の確保（対応期） ・県による入院調整を受けて患者移送等を実施 ・医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、地域外来検査センター等の設置等を措置	
⑨治療薬・治療法(P54～56)					
準備期	初動期	対応期			
1. 基礎研究等の人材育成 ・国等の研究開発の担い手の確保推進のための人材育成に協力	1. 体制整備 ・県が準備期に構築した体制を活用し、必要な患者に適時公平に配分	1. 治療薬の流通管理 ・国・県と連携し、医療機関や薬局に対し、適切な使用を要請 ・過剰買込しない等適正な流通を指導			

9. 13項目別の市行動計画の内容について（続き）

⑩検査(P57~61)		⑪保健(P62~76)		⑫物資(P77~79)	
準備期	初動期～対応期	準備期	対応期	準備期	初動期～対応期
1. 検査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・検体採取容器や検体採取器具、検査用試薬等の検査物資を備蓄・確保 ・検査措置協定締結機関の検査能力を把握し、検査の実施に関与する機関との役割分担を確認 2. 検査体制の維持・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・検査実施能力の確認や検体搬送等検査に係る研修訓練等を実施 	1. 検査体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・検査措置協定締結機関等の体制を充実・強化に係る検査実施能力の確認 ・対応期は、検査需要に応じ、検査措置協定締結機関以外の民間検査機関や医療機関等に協力を要請 2. 検査手法や検査診断技術の確立・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期は、検査等措置協定締結機関等に対し、病原体の検査情報を提供 ・国が決定する検査実施の方針や見直しを踏まえ、検査の実施体制を確保 	1. 感染症対策物資等の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等対策に必要な感染症対策物資等を備蓄 	1. 備蓄物資等の供給及び相互協力 <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、他市町村及び指定公共機関との連携のもと、必要な物資等が不足するときは、物資等の供給に関し相互に協力 	⑬市民生活及び地域経済の安定の確保(P80~85)	
準備期	初動期～対応期	準備期	対応期	準備期	初動期～対応期
1. 保健所の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所において、本庁等からの応援職員、IHEAT要員等、感染症有事体制の人員を確保 2. 研修・訓練による人材育成 <ul style="list-style-type: none"> ・保健所の感染症有事体制構成人員に対する研修・訓練を実施 3. 多様な主体との連携構築 <ul style="list-style-type: none"> ・県をはじめ、関係機関や専門職能団体等との意見交換等を通じ、連携を強化 4. 保健所の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する 	1. 感染症有事体制へ移行 <ul style="list-style-type: none"> ・初動期は新型インフルエンザ等の発生公表後に予想される対応を準備 ・対応期は保健所の感染症有事体制を確立し、検査体制を立ち上げ 2. 情報提供・共有の開始 <ul style="list-style-type: none"> ・市民向けのコールセンター等の設置等を通じて、市民等に対する情報提供・共有体制を構築 3. 主な対応業務の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・相談対応、検査・サーベイランス、積極的疫学調査、入院や宿泊・自宅療養等の調整・移送、健康監視及び生活支援等を関係機関等と連携して実施 	1. 情報共有体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携し、必要な情報共有体制の整備 2. 支援に係る仕組みの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生時の支援に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備 3. 必要な物資の備蓄 <ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策物資及び生活必需品等を備蓄 4. 要配慮者への支援の準備 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け県と連携し、要配慮者等への生活支援等について、県と連携し具体的な手続きを規定 5. 火葬体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・区域内の火葬を適切に実施できるよう関係機関等と調整 	1. 市民生活の安定確保に関する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・心身への影響（自殺、メンタルヘルス、孤立・孤独、フレイル、子どもの発達・発育等の各対策）に関する施策の実施 ・要配慮者への生活支援の実施 ・教育及び学びの継続に関する支援 2. 生活関連物資等の価格の安定に関する要請及び措置の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・物資の価格や供給について調査・監視し、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げ防止を要請 ・市民への迅速かつ的確に情報を共有し、必要に応じて相談窓口・情報収集窓口の充実を図る 3. 埋葬・火葬の特例に関する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働 ・県の要請を受け、近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行う ・火葬能力を超える場合には一時的な遺体安置施設を確保 4. 事業者に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等のまん延防止に関する措置等による影響を受けた市内事業者等への措置を実施 	⑭市民生活及び地域経済の安定の確保(P80~85)	